

米国法 – 衝突事故後の大量の不法行為賠償請求に対する ローン・パイン命令の適用

US law – Application of Lone Pine Order to mass tort claims following collision

米国の裁判所が根拠のない大量（17,300件）の不法行為賠償請求を門前払い



米国の裁判官は最近、タンカー船EAGLE OTOMEの衝突事故¹による17,300件近くの賠償請求を棄却し、タンカー船所有者であるマレーシアのAET社が勝訴しました。AET社は、2010年にテキサス州ポートアーサー港のサビーネ・ネチェズ水路で起きた三重衝突事故の後に、地元住民が賠償を求めて起こした大量の訴訟について、事故後の被害の証拠が提出されていないとして、この賠償請求の棄却を求めていました。この訴訟で出された「ローン・パイン命令」は、原告にその賠償請求を裏付ける一定の基本的な要素を提示するよう要求するものであり、原告はそれを満たすことができませんでした。

「ローン・パイン命令」の経緯

「ローン・パイン命令」は、主に有害物質不法行為に対する大量の賠償請求に使用される特殊な訴訟管理メカニズムであり、原告に対し、賠償請求を裏付ける証拠の提示を要求す

¹ 商船 EAGLE OTOME の所有者としての AET Inc. Limited、および管理者としての AET Shipmanagement (Singapore) Pte Limited の免責または責任制限の申し立てに関して。民事訴訟番号 1:10-CV-51（テキサス州東地区）、2013年2月4日に出された命令。

るものです。原告は賠償請求を起こすだけでは十分ではなく、申し立てた損害が当該の出来事を主因とすることを証明する必要があります。この命令の名前は、ローン・パイン社（Lone Pine Corp.）の敷地からの汚染に起因する財産価値の損失と人身傷害に関して起こされたローア対ローン・パイン社の訴訟に由来しています。裁判所は訴訟手続の日程協議後に、原告の請求を裏付けるために以下の事実と情報が不可欠であると判断しました。

- 申し立てられた傷害を引き起こした物質または化学薬品の特定
- 当該の物質に起因する特定の疾病、傷害、または疾患
- 当該の物質への曝露と申し立てられた傷害または財産損害との因果関係

これと同様の方法で、EAGLE OTOMEの訴訟で出されたローン・パイン命令は、その請求を裏付けるための基本的な要素を提示することを原告に要求しました。

EAGLE OTOMEの事故に関する事実とローン・パイン命令の発行

2010年1月18日、AET社が所有するシンガポール籍のオイルタンカー船 EAGLE OTOME は、約57万6,800バレルのオルメカ原油を積んでテキサス州ネーデルランドのサンオイル社のターミナルへと向かっていました。しかし、その2日後に、同船の船長は、代わりにエクソンモービルの施設が翌日に同船を受け入れることになり、サビーネ・ネチェズ水路を経由する航路を取るとよいだろうとの通知を受けたのです。

そして、2010年1月23日に、テキサス州ポートアーサー港のサビーネ・ネチェズ水路を通過中の商船 EAGLE OTOME、商船 GULL ARROW、商船 DIXIE VENGEANCE の三重衝突が起きました。EAGLE OTOME の船首が GULL ARROW の右舷と衝突し、そのわずか数秒後に、曳航船 DIXIE VENGEANCE によって押し出されたはしけ KIRBY 30406 が EAGLE OTOME と衝突しました。続けさまに起きたこの衝突の衝撃により、EAGLE OTOME の船体と中央のカーゴタンクに穴が開き、その結果、約 86 万ガロンの油と推定 46 万ガロン（1 万 1,000 バレル）のオルメカ原油が水路に流出するに至りました。EAGLE OTOME の推定損失額は 150 万米ドルでした。この事故の結果、原油から発生した蒸気の一部がポートアーサー市内に流れ込んだと思われます。万一に備えて事故近隣の地元住民と企業に通知され、警戒区域内の約 136 人の地域住民に避難勧告が出されました。

Copyright 2013, The Beaumont Enterprise. 許可を得て転載。



EAGLE OTOME: 三重衝突

この直後、AET社はこの衝突に起因する、または原油流出の結果による損害について責任の免除または制限を求める手続を開始しました。裁判所はそのとき、連邦民事訴訟規則（Federal Rules of Civil Procedure）に従って、衝突または原油流出に関連する傷害を主張する個人または団体に対し、テキサス州ポートのジャック・ブルックス連邦裁判所に請

求を申し立てよう指示する通知が出されることを承認しました。この通知を受けて、請求を申し立てるだけで賠償金を受け取れると考えた地域住民から21,000件以上の請求が提出されました。しかし、法的には、原告は証拠を提示し、被った傷害がその衝突またはその後の原油流出を主因とすることを証明しなくてはなりませんでした。

前例のないほど多くの件数の賠償請求と、この訴訟の複雑さのために、米国のキース・ギブリン下級判事は2011年3月22日に「ローン・パイン命令」を出し、すべての原告に対し、衝突または原油流出と、申し立てを行う人身傷害または財産損害とを関連付ける専門家の宣誓供述書を提出することを要求し、ローン・パイン命令を遵守しない場合、請求が棄却される可能性があることを通知しました。この命令の発行に対して、「モンスター原告」と呼ばれる一部の原告は、この義務から逃れるために、ギブリン判事のローン・パイン命令に異議を申し立てました。裁判所はその主張に同意せず、それらを棄却するべきだと判断し、ローン・パイン命令を支持しました。

AET社は、2013年4月に、ローン・パイン命令の要求に従わなかった原告の訴訟を棄却することを求め、非遵守の原告の訴訟に対する第一修正棄却申立書を提出しました。裁判所は検討の結果、その申立書を認めるべきだと判断したため、17,294件の賠償請求は棄却され、打ち切られました。

ローン・パイン命令に基づき裏付け証拠を必要とする賠償請求の種類

EAGLE OTOME の衝突と原油流出事故の結果として提出された法外な件数の賠償請求には、以下の申し立てが含まれています。

– 流出した原油にさらされた結果として被った人身傷害

- 流出した原油にさらされた結果としてではなく、3隻の船舶間の衝突の結果として被った人身傷害
- 衝突の結果による財産損害
- 衝突の結果として被った事業の中断による損害
- 上記の種類以外の「その他の」損害

ローン・パイン命令が EAGLE OTOME の訴訟で役立つ理由

ローン・パイン命令の発行は、この複雑かつ異例の訴訟の簡素化、原告と船舶所有者の両方にとってのコストの節約、根拠のない賠償請求が起こされていればその防御に費やされていたであろう司法的・法的資源の節約を可能にし、裁判所が世間の注目を集めたこの環境訴訟を進めるにあたってとても役に立つものとなりました。

まとめ

- ローン・パイン命令の基本的な目的は、原告に対し、申し立てた損害の原因について明白な証拠を示す文書の提供を要求することにより、提出された多数の賠償請求の中から根拠のないと思われる請求を特定し、排除することでした。AET 社の場合も同様で、最終的に勝訴を勝ち取ったのは、ローン・パイン命令が以下の役割を果たしたためです。
- 被告に対し、証拠開示手続き中に莫大な金額と財源を費やす前に、根拠のない賠償請求を処理する機会を与えた。
 - 被告が訴訟内容をより正確に評価できるようにし、最良の結果を得るためどのように取り組むか決定できるようにした。
 - 因果関係を明らかにする原告の義務の要となる技術的問題に訴訟の焦点を絞った。

ローン・パイン命令は、証拠開示の迅速な処理、司法資源の節約、および訴訟管理の促進を実現したことから、重要な決定であることが明らかになりました。これは将来、根拠のない大量の不法行為賠償請求を予めチェック

するための有効なメカニズムとなることを示すものであり、原告が訴訟を提起する前には確実な証拠を用意しなければならないことを徹底させるようになるでしょう。